

商品概要説明書

新フリーローン 2.2 (ジャックス)

(2023年4月1日現在)

商品名	新フリーローン 2.2 (ジャックス)
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○借入申込時の年齢が満 20 才以上 65 才以下(完済時年齢 70 才以下)の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○当 J A の組合員の方。 ○当 J A の地区内に居住または勤務している方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	○原則として自由です。但し、事業性資金は除きます。
借入金額	○10万円以上300万円以内(1万円単位)とします。
借入期間	○6ヶ月以上8年以内
融資方法	○借入者の方の口座に振り込みます。
借入利率	○固定金利型 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当 J A 所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせ下さい。
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済 ○毎月元利均等返済とボーナスの併用(但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とします。)
担保	○不要です。
連帯保証人	○原則として不要です。 但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。
保証料	○保証料 2.20%とし、お借入利息に含まれています。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)またはリスク管理室(電話:0234-43-8777)にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理室または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。)

	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）</p> <p>〔「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。〕</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせ下さい。</p>

J A 庄内みどり